

豊中市と三井住友海上火災保険株式会社とのSDGs推進に関する協定書

豊中市と三井住友海上火災保険株式会社とは、次のとおり、協定を締結する。

第1条（目的）

豊中市および三井住友海上火災保険株式会社は、相互の連携を強化し、SDGs推進に向けて取り組むことで地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

第2条（連携事項）

1. 豊中市および三井住友海上火災保険株式会社は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を連携して取り組むものとする。
 - (1) 市内事業者のSDGsの取組み支援および普及啓発に関すること
 - (2) 豊中市のSDGsの教育、人材育成、情報発信への支援に関すること
2. 豊中市および三井住友海上火災保険株式会社は、前項各号に定める事項を効果的に実施・促進するため、適宜協議を行い、具体的な取組み内容、実施方法および費用負担その他の条件については別途取り決めるものとする。
3. 三井住友海上火災保険株式会社は、第1項各号に定める取組みの一部を、豊中市と協議のうえ、三井住友海上火災保険株式会社の関係会社を実施させることができる。

第3条（協定内容の変更）

豊中市または三井住友海上火災保険株式会社のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

第4条（秘密保持）

1. 豊中市および三井住友海上火災保険株式会社は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、または相手方から受領後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの
 - (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの、または相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
 - (3) 法令により開示をもとめられたもの
2. 豊中市および三井住友海上火災保険株式会社は、本協定が第5条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

第5条（有効期間）

1. 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、豊中市および三井住友海上火災保険株式会社のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。
2. 豊中市または三井住友海上火災保険株式会社のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

第6条（協議）

本協定に定めない事項および本協定の解釈または履行につき疑義を生じた場合は、豊中市および三井住友海上火災保険株式会社にて誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

以上、本協定の証として本書2通を作成し、豊中市および三井住友海上火災保険株式会社が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年（2021年）2月26日

豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市
市長

長田繁樹



大阪市中央区北浜4丁目3番1号
三井住友海上火災保険株式会社
執行役員 関西本部長

藤原剛

